

平成30年4月適用の看護師の修学資金貸付制度 利用者の募集を行います

1. 制度の目的

昨今の看護師不足の例に漏れず、紀南病院及びきなん苑においても看護師が不足しています。そこで、修学資金貸付制度により就学の幅を拡げ、将来の看護師の養成と確保を図ることとしました。この制度は、資格取得後紀南病院組合に勤務することを条件に、看護師養成学校就学中、毎月一定金額を貸与し、貸与された年月と同じ期間を当組合で勤務したら返還義務を免除するものです。

以下概要となりますので、この機会にぜひご利用いただき、地元の医療を守るためお力をお貸しください。

2. 貸与者募集人数

3名程度

3. 選考試験受験資格

- ・平成30年4月より看護師養成学校に入学を希望しているもの、
又は現在看護師養成学校に在学しており、平成30年4月以降も在学しているもの
- ・上記の養成学校を卒業後、直ちに紀南病院組合（紀南病院及びきなん苑）に勤務する意思のある者
 - ※1 住所及び年齢要件はありません。進学先の指定もありませんので、三重県以外の方、県外の進学先でも応募できます。
 - ※2 准看護師学校は対象外です。また、卒業時、正看護師の資格を取得していただきます。
 - ※3 養成学校卒業後、正看護師の資格を取得できなかった場合は1年間の猶予期間があります。

4. 選考試験日時及び場所

日時：平成29年8月22日（火）午後1時から
（受付は午後12時30分～12時50分）

場所：紀南病院 4階 講義室

5. 選考試験内容

- ・個人面接
- ・作文

6. 応募に必要な書類

- ・紀南病院組合看護師修学資金貸付選考試験受験申込書
(紀南病院総務課配布のもの)
- ・最終学校の学業成績証明書

7. 必要書類交付及び受付

期間：平成29年7月24日（月）～8月4日（金）

平日の午前8時30分～午後5時15分

場所：紀南病院 本館1階 総務課

※郵送で応募する場合は必ず書留とし、8月4日午後5時15分必着

8. 貸与金額及び期間

金額：月額5万円

期間：平成30年4月から、養成学校就学中

(既に在学中の方も、平成30年4月から適用となります)

9. 修学資金の返還免除

養成学校卒業後、1年以内に看護師免許を取得し、直ちに紀南病院組合（紀南病院及びきなん苑）の常勤看護師として勤務に就き、修学資金貸付期間と同期間引き続き勤務した場合、修学資金の返還義務を免除します。

10. 修学資金の返還

次の場合、修学資金の返還を求めます。

- ①退学、死亡、病気等により修学が困難となったとき
- ②学業及び生活態度が著しく不良となったと認められるとき
- ③養成学校卒業後、1年以内に看護師免許を取得し、直ちに紀南病院組合の常勤看護師として修学資金貸与期間と同期間引き続き勤務しなかったとき
- ③その他、組合管理者が不相当と認めたとき

いずれの場合も、やむを得ない事情があると組合管理者が認めたときは、返還を全部又は一部免除することがあります。又は猶予期間を設けることがあります。

11. お問い合わせ

519-5293 三重県南牟婁郡御浜町阿田和4750

紀南病院 総務課 (TEL 05979-2-1333/FAX 05979-2-3357)